

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
15. 保安教育計画の制定又は変更に係る認可		火 薬 類 取 締 法 第 29 条 第 1 項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類の製造業者、販売業者又は消費者は、その従業者に対する保安教育計画を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。</li> <li>保安教育計画が省令で定める保安教育の基準に適合していることが必要です。</li> </ul>			
4. 関係条文			
法	第29条第2項 認可の基準	施行令	第67条の2 保安教育計画の認可申請 第67条の3 保安教育計画 第67条の4 製造業者の保安教育の基準 第67条の5 販売業者の保安教育の基準 第67条の6 消費者の保安教育の基準
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		10 日	2 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> <li>保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号）</li> </ul>			
9. 審査する事項			
保安教育計画が省令で定める保安教育の基準に適合しているか審査します。			